

める規格に適合するもの」に改める。

第五十九条の九第三号を次のように改める。

三 特定高圧ガス消費者

第六十一条中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改める。

第八十一条第七号中「液化酸素」を「特定高圧ガス」に改める。

第七十四条第一項中「第二十四条の二」の下に「第一項」を加える。

第八十三条第七号中「液化酸素」を「特定高圧ガス」に改める。

第八十三条第一号中「第二十四条の二」の下に「第一項」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に特定高圧ガス消費者である者（次項に規定する者を除く。）に関する改正後の第二十四条の二第一項の規定の適用について、同項中「消費開始日の二十日前までに」とあるのは、「高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第二号）の施行の日から一月以内に」とする。

3 この法律の施行の際現に、改正前の第二十四条の二の規定による届出をして、三千キログラム以上の液化酸素を貯蔵することができる設備に貯蔵して液化酸素を消費している者は、液化酸素について改正後の同条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に改正前の第二十八条

第三項の規定により前項に規定する者が都道府県知事に届け出ている液化酸素取扱主任者は、液化酸素について改正後の第二十八条第三項の規定による特定高圧ガス取扱主任者として選任されたものとみなす。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

高圧ガスの大量消費の増加に伴つて発生が予想される災害の防止を図るため、高圧ガスの消費に関する規制を強化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（船田中君） 委員長の報告を求めます。商工委員長内田常雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

本改正案は、三月一日に当委員会に付託され、現地視察、参考人の意見聴取等を行なつて審査を重ね、三月十七日に至り、採決を行ないましたところ、全会一致をもつて可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しましては、特に液化石油ガス

の保安の万全を期するため、タンクの地下式系統の改善と自動安全装置の開発、充てん所施設の配置と保安距離の検討、保安教育の徹底、高圧ガス保安協会の活動の活性化及び液化石油ガスの需給の安定についても政府において十分配慮すべき旨の附帯決議を付しました。

右、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（船田中君） 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案をますので、これらの消費についても規制を強化する必要を生じ、この理由に基づいて本改正案が提出されたのでございます。

改定内容を要約いたしますと、

第一点は、特定の高圧ガスの大量消費者に対する規制の強化であります。そのため消費施設及び消費方法の届け出制をとるとともに、これらについては技術上の基準を定め、これを順守せしめること、取り扱い主任者を選任せしめること、定期自主検査を義務づけること等を新たに規定するものであります。

第二点は、大型容器の付属品について、従来のバルブのほか、特定の付属品にも規格を定めこれを守らせる」とであります。

第三点は、大型容器の付属品について、従来の

日程第二 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（船田中君） 日程第二、治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本改正案は、三月一日に当委員会に付託され、現地視察、参考人の意見聴取等を行なつて審査を重ね、三月十七日に至り、採決を行ないましたところ、全会一致をもつて可決すべきものと決した次第であります。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

右、国会に提出する。

昭和四十年二月八日

内閣総理大臣 佐藤 義作

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律
第一号の一部を次のように改正する。
第一條第三項中第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第四号とする。

第三条の見出しを「（治山事業五箇年計画及び治水事業五箇年計画）」に改め、同条第一項を次のよう改める。

御報告申し上げます。

現行の治山治水緊急措置法は、治山治水事業を緊急かつ計画的に実施するため、治山事業十カ年計画及び治水事業十カ年計画の決定に関する事項等を定めるために、昭和三十五年に制定されたものであります。近時におけるわが国経済の発展に對処するため、その一部の改正の要に迫られた次第であります。

その要点は次のとおりであります。

第一に、農林大臣は新たに昭和四十年度を初年度とする治山事業五カ年計画の案を、建設大臣は新たに昭和四十年度を初年度とする治水事業五カ年計画の案を、それを作成し、閣議の決定を求めなければならないものとしたことであります。

第二に、以上に伴い、国有林野事業特別会計法及び治水特別会計法の所要の改正を行なうものといたします。

本法案は、去る二月十九日本委員会に付託され、二月二十四日提案理由の説明を聴取し、自來、農林水産委員会と連合審査会を開く等、慎重に審査を進めてまいりましたが、審査の詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、三月十七日、質疑を終了いたしましたが、日本社会党を代表して岡本隆一君より修正案が提出せられました。修正案の内容は、水害常襲地帯に関するものであります。修正案は採決の結果、少数をもつて否決せられました。次いで、原案について採決いたしましたところ、多數をもつて可決、よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

のと決した次第であります。

なお、本案には、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表して正示啓次郎君より、附帯決議を付すべしとの動議が提出せられ、全会一致をもつて可決せられました。

附帯決議の内容は、治山治水事業新五カ年計画の改定及び水害常襲地帯の治水対策に関するものであります。その詳細は会議録に譲ることといたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 討論の通告があります。これを許します。岡本隆一君。

〔岡本隆一君登壇〕

○岡本隆一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案に対し、反対の態度を表明せんとするものであります。(拍手)

反対の第一の理由は、本法を裏づけるところの治山治水五カ年計画があまりにもお粗末しこくであるということであります。

由来、本法は、昭和二十八年の全国的な大水害以来、昭和三十四年の伊勢湾台風に至る相次ぐ災害の頻発にからがみ、昭和三十五年、台風による灾害を未然に防止せんがために制定されたものであります。しかしに、本法に基づく治山並びに治水前期五カ年計画は、いわゆる所得倍増計画による物価の値上がりとその後の相次ぐ災害の発生の

ために事業費を大きく食われ、当初の計画はいずれも十分に消化されていないであります。

治山事業前期五カ年計画を見ましても、事業費は当初計画を上回りながらも、事業量は当初の計画のわずかに五八%を消化しておるにすぎません。

治水事業前期五カ年計画にいたしましても、事業費と同じく事業費は約二割当初計画を上回つております。

ながら、事業量はやや下回つておるにすぎません。

しかも、この事業内容には伊勢湾台風や第二室戸台風による計画の繰り上げ実施なども含まれてい

るのでありますから、当初計画はほとんど台風に食われてしまつたといつても過言ではないのであります。

元来、治山事業も、治水事業も、ともに予防行政であります。しかるに、日本の治山治水事業は、災害のあとを追つて歩いているというものが現実の姿であります。前期内五カ年計画は予防行政の実を全くあげておりません。政府は、かかる認識を表明せんとするものであります。(拍手)

反対の第二の理由は、本法を裏づけるところの

治山治水五カ年計画があまりにもお粗末しこくであります。

元来、治山事業も、治水事業も、ともに予防行政であります。しかるに、日本の治山治水事業は、災害のあとを追つて歩いているというのが現実の姿であります。前期内五カ年計画は予防行政の実を全くあげておりません。政府は、かかる認識を表明せんとするものであります。(拍手)

反対の第三の理由は、本法を裏づけるところの

治山治水五カ年計画があまりにもお粗末しこくであります。

元来、治山事業も、治水事業も、ともに予防行政であります。しかるに、日本の治山治水事業は、災害のあとを追つて歩いているというのが現実の姿であります。前期内五カ年計画は予防行政の実を全くあげておりません。政府は、かかる認識を表明せんとするものであります。(拍手)

反対の第四の理由は、本法を裏づけるところの

治山治水五カ年計画があまりにもお粗末しこくであります。

元来、治山事業も、治水事業も、ともに予防行政であります。しかるに、日本の治山治水事業は、災害のあとを追つて歩いているというのが現実の姿であります。前期内五カ年計画は予防行政の実を全くあげておりません。政府は、かかる認識を表明せんとするものであります。(拍手)

反対の第五の理由は、本法を裏づけるところの

治山治水五カ年計画があまりにもお粗末しこくであります。

元来、治山事業も、治水事業も、ともに予防行政であります。しかるに、日本の治山治水事業は、災害のあとを追つて歩いているというのが現実の姿であります。前期内五カ年計画は予防行政の実を全くあげておりません。政府は、かかる認識を表明せんとするものであります。(拍手)

反対の第六の理由は、本法を裏づけるところの

治山治水五カ年計画があまりにもお粗末しこくであります。

元来、治山事業も、治水事業も、ともに予防行政であります。しかるに、日本の治山治水事業は、災害のあとを追つて歩いているというのが現実の姿であります。前期内五カ年計画は予防行政の実を全くあげておりません。政府は、かかる認識を表明せんとするものであります。(拍手)

反対の第七の理由は、本法を裏づけるところの

治山治水五カ年計画があまりにもお粗末しこくであります。

本来の治水事業費はわずかに八千五百億であります。治水水系計画の一〇%にすぎません。十五カ年の治水水系計画を三期に分け、その第一期の五カ年に相当する新五カ年計画にわずかに一割より事業が消化されないということでは、この国民の期待は容易に実現しそうではございません。国民の夢はまさに碎かれたのであります。災害に苦しむ住民にとってはまさに非情の政治というほ

かありません。

政府は、後期五カ年計画を新五カ年計画と改称するにあたりまして、これは新河川法の実施に適応し、災害の発生及び流域社会の経済の発展、水需要の増大など、新しい事態に即応するものであ

ります。治水水系計画の一〇%にすぎません。十五カ年の治水水系計画を三期に分け、その第一期の五カ年に相当する新五カ年計画にわずかに一割より事業が消化されないということでは、この国民の期待は容易に実現しそうではございません。国民の夢はまさに碎かれたのであります。災害に苦しむ住民にとってはまさに非情の政治とい

かありません。

政府は、後期五カ年計画を新五カ年計画と改称するにあたりまして、これは新河川法の実施に適応し、災害の発生及び流域社会の経済の発展、水需要の増大など、新しい事態に即応するものであ

ります。治水水系計画の一〇%にすぎません。十五カ年の治水水系計画を三期に分け、その第一期の五カ年に相当する新五カ年計画にわずかに一割より事業が消化されないということでは、この国民の期待は容易に実現しそうではございません。国民の夢はまさに碎かれたのであります。災害に苦しむ住民にとってはまさに非情の政治とい

かありません。

政府は、後期五カ年計画を新五カ年計画と改称するにあたりまして、これは新河川法の実施に適応し、災害の発生及び流域社会の経済の発展、水需要の増大など、新しい事態に即応するものであ

ります。治水水系計画の一〇%にすぎません。十五カ年の治水水系計画を三期に分け、その第一期の五カ年に相当する新五カ年計画にわずかに一割より事業が消化されない

ます。これを昭和四十年単価に物価補正をいたしました。昭和三十五年策定されました本法に基づく治水事業後期五カ年計画は四千八百五十億であります。

これを昭和四十年単価に物価補正をいたしました。昭和三十五年策定されました本法に基づく治水事業後期五カ年計画は四千八百五十億であります。

ます。

精神衛生施策は、近年とみにその重要性を加え
てまいつたのであります。最近における向精神
薬の開発等精神医学の格段の発達とも相まって、
必ずしも現行精神衛生法は新しい事態に即応し得
なくなつてしまつたのであります。したがいまし

て、政府いたしましても、精神障害者に関する発生予防から社会復帰までの一貫した施策をその

内容とする法改正をかねがね準備中のところ、その機運が熟してまいったため、今回精神衛生法の一部改正を行なおうとするものであります。

改正の第一点は、都道府県が精神衛生センターを設置することができるとした点であります。従前、都道府県等は、精神衛生に関する相談

指導等を行なうための施設として、主として保健所に精神衛生相談所を併設していくのであります。

が、この程度のものでは、とうてい現下の精神衛生施策の進展に即応するものとはいえませんの

で、今回これを廃止し、別に新たに都道府県における精神衛生に関する総合的技術センターたる精

精神衛生センターを設けて、知識の普及、調査研究を行なうとともに、保健所が行なう精神障害者に

るものであります。

改正の第二点は、警察官、検察官等の精神障害者に関する申請通報制度を整備することにより、精神障害者の実態を把握し、都道府県知事が行な

う入院措置に遺漏ながらしあるとともに、その医療保護に万全を期することとした点であります。

改正の第三点は、新たに緊急の場合における措置入院制度を設けた点であります。精神障害者は、その疾病の特質上、間々自傷他害の著しい症状を呈する THERE があり、社会公安上及び本人の医療保護のためゆるい問題を生じますので、都道府県知事は、精神衛生鑑定医の診察を経た上で、四十八時間限り、これを緊急入院させ得ることとしたのであります。

改正の第四点は、向精神薬の著しい開発等精神医学の発達により、精神障害の程度のいかんによつては必ずしも入院治療を要せず、かえつて通院による医療を施すことがきわめて効果的となつた事情にかんがみ、精神障害者につき、新たにその通院を要する医療費の二分の一を公費負担することとした点であります。

改正の第五点は、在宅精神障害者に関する訪問指導体制の充実をはかつた点であります。そもそも在宅精神障害者の把握とその指導体制の整備は、精神衛生施策の展開をはかる上できわめて重要なことであります。第四点の通院医療費の公費負担制度の新設と表裏一体の関係にあり、今回の法改正の主要点をなすものであります。この見地から、新たに保健所の業務として、地域における精神障害者の訪問指導等を加え、また、保健所にもつばら精神衛生に関する相談、指導等に当たる職員を配属し、その実をあけることとしたのであります。

改正の第六点は、最近における施設の整備状況等にかんがみ、従来認められていた精神障害者の間に、改めて精神衛生に関する相談、指導等に当たる職員を配属し、その実をあけることとしたのであります。

の神田厚生大臣の趣旨説明

の基盤ともなるべき母性の保護及び尊重並びに心身ともに健全な人として成長してゆくための条件ともなるべき乳幼児の健康の保持増進がはかられるべきことを明らかにすることとともに、国及び地方公共団体は、母性及び乳幼児の保護者とともに、母性及び乳幼児の健康の保持増進につとめるべき

ことを明確にいたします。

次に、母子保健法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

妊娠婦、乳幼児の保健指導等の母子保健対策を講

することにより、その健康の保持増進につとめてまいつたところであります。先進諸国に比べ

て、わが国の妊娠婦死亡率はいまだに高率にとどまり、また、戦後著しく改善向上を見た乳幼児の

死亡率、体位、栄養状態等についても、その地域

格言が依然として縮小されない等
する課題が残されております。

このような状況にかんがみ、今後、母子保健の向上に関する対策を強力に推進してまいりますた

めに、健全な児童の出生及び育成の基盤ともなるべき母生の保護のための措置を講ずることとしむ。

乳幼児が健全な成長を遂げる上で欠くことのでき

ない保健に関する対策の充実強化をはかる必要があると考え、この法律案を提出した次第であります

次二、母子保育去就の内を云つて、その既往

を御説明申し上げます。

最初に、この法律案におきましては、母子保健に関する原理として、健全な児童の出生及び育成

の基盤ともなるべき母性の保護及び尊重並びに心身ともに健全な人として成長してゆくための条件ともなるべき乳幼児の健康の保持増進がはからるべきことを明らかにするとともに、国及び地方公共団体は、母性及び乳幼児の保護者とともに、母性及び乳幼児の健康の保持増進につとめるべきことを明確にいたしております。

次に、母子保健の向上に関する措置の第一として、母子保健に関する社会一般の知識の啓発及び従来児童福祉法において都道府県知事または保健所長の事務とされておりました妊娠婦、乳幼児の保健指導、健康診査、新生児の訪問指導等につきましては、今回これを市町村長が行なうべき事務とすることにより、母子保健事業が住民により密着した行政として一そらその効果が期待できるよう配意するとともに、いわゆる未熟児に対する訪問指導及び養育医療については、その事業の特殊性にかんがみ、都道府県知事または保健所長において行なうようにいたしております。

第二に、妊娠婦及び乳幼児に対する栄養の摂取に関し、市町村が必要な援助につとめることを規定いたしております。

第三に、妊娠または出産に支障を及ぼすおそれのある疾病にかかる医療についての妊娠婦に対する援助であります。これは妊娠中毒症対策を中心とする母体または胎児の保護のために必要な援助につき都道府県が努力すべきことを明らかにしたものであります。

が、これは、従来から、市町村における母子保健事業の拠点として重要な役割りを果たしております。母子健康センターについて、市町村がその設置に努力すべきことといたしております。

以上が、母子保健法案の趣旨でございます。(拍手)

精神衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び母子保健法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(船田中君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。

河野正君。

[河野正君登壇]

○河野正君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました精神衛生法の一部改正に対し、総理はじめ厚生大臣、その他関係各大臣に対し、若干の質疑を行ない、あわせて国民の疑問や不安に対し、率直に解明せられることを要望するものであります。(拍手)

今日、佐藤内閣の最大の政治課題は、所得倍増計画の後半期におけるひずみ是正の施策をいかに具現化するかということにあつたと思うのであります。しかるに、さきに編成されました四十年度予算を見ても明らかのように、その特徴は、第一に、ひずみ拡大予算であり、第二に、社会保障を独立採算のワク内に押し込むとする事業化予算であったのであります。特に、急テンポの経済成

長下における国民生活の立ちおくれを防ぐ方策は、まず憲法第二十五条の、いわゆる健康にして、文化的な生活を確立することでなければならぬのであります。しかるに、佐藤内閣は、いたずらに社会開発、人間尊重の新語をまき散らす、ひどみ拡大内閣に終始いたしたのであります。

すなわち、具体的なその一つのあらわれは、国民の健康を守る国民医療はだんだんと軽視され、いまや健康保険法の改悪等、人命尊重の基本である医療保障は、まさに崩壊の危機に立たされておるのであります。したがって、国民は、佐藤総理の社会開発、人間尊重の政策に、だんだん疑問を感じられないのかどうか。

さらに、いま提案せられました精神障害者対策につきましては、すでに御承知のことく、一昨年のライシャワー刺傷事件以来、近くは、名古屋の獵銃乱射、東海道線の列車爆破未遂事件等、いずれも精神病患者の犯罪であることが明らかとなりまして、いわゆる野放し精神病患者対策は、が然重要視されるに至つたのであります。かりに、昭和三十八年における厚生省の調査を見ても明らかのように、広い意味での精神障害者の数は、実に百二十四万人の多さに達しているのであります。しかし、それら患者に対する施設は、全国に約九百カ所、十三万六千ベッドで、定員をこえて収容しづら、野放し精神障害者は、なお八十万人をこえているのであります。政府の無策にまさら

驚き入りますとともに、その抜本的な対策は焦眉の急となっているのであります。

ここに、私は、政府のその無定見ぶりを国民にかわって強く責めますと同時に、厚生大臣に、その抜本的な対策についての御見解を伺いたいと思うのであります。

また、その対策の万全を期するためには、困難な危険性の判断や、人権問題等、精神障害者の特殊性から、各界の衆知を集め、かつ慎重を期することがきわめて必要であると思うのであります。

その意味で、各界の英知を集めた精神衛生審議会の貴重な意見がことごとく無視され、また、はなはだしきに至りましては、総理の諮問機関である社会保障制度審議会の意見のときには全く一顧だに与えられておらぬのであります。この事実は、政府の誠意が疑われるのみならず、明らかに法違反の行為だと私どもは断ぜざるを得ないのであります。(拍手)さきには、医療費問題をめぐり、中央医療協議会の答申を尊重しなかつたためには、法第三十条によつて明らかであります。しかるに、政府は法を全く無視し、具体的にワクを示し、実質的に補助金の圧縮を行なうという暴挙をあえて行なつてゐるのであります。したがつて、そのために各都道府県におきましては患者入院費の支払いに事欠いている現状であります。たとえば、群馬県のときには新規の強制収容を中心し、また、すでに収容中の患者三百四十人まで無理に退院させるという非常措置を出ておるのであります。このように、精神鑑定医が重症患者であると鑑定いたしましても入院させることができませんし、また、危険な患者が無理やり退院させられるなど、それが予算の都合といふときは、われわれの全く許すことのできない重大問題であります。(拍手)人命軽視もはなはだしいといわなければならぬのであります。法第三十条は、その法文

も、さきにも申し述べましたように、精神障害者の収容施設の不足は實に目に余るものがあります。たとえば、三重県では一万九千人の推計患者のうち八千五百人が要入院患者といつておりますのに、収容施設のほうは二十病院でベッドはわずか三千二百九十九ベッドにすぎないのであります。

また、愛知県では、要入院患者の推計が一万六千六百人に対しまして、ベッド数は實にその四割という寒々しい実情であります。したがつて、その解決には大幅な財政措置がきわめて緊要であると思ふのであります。

いま一つは、法第二十九条による都道府県知事の入院措置による経費が義務的なものであることは、法第三十条によつて明らかであります。しかるに、政府は法を全く無視し、具体的にワクを示す。このように、精神鑑定医が重症患者であると鑑定いたしましても入院させることができませんし、また、危険な患者が無理やり退院させられるなど、それが予算の都合といふときは、われわれの全く許すことのできない重大問題であります。(拍手)人命軽視もはなはだしいといわなければならぬのであります。法第三十条は、その法文

の上からも明らかに義務的なものと考えるのであります。この点、大蔵大臣の率直な御意見を承りたいと思うのであります。

財政に次いで第一の問題点は、いわゆる患者の人の権問題であります。特に昨年は、患者の通報制度の改革案が発表されます。たまち重大な問題であります。このことはまだ耳新しむつたのであります。このことはいま耳新しい問題であります。しかし、今回の改正案を見てまいりましても、警察官からの通報に対しその職務執行の範囲が拡大されているのであります。精神障害者の犯罪防止は、治安の上からももちろん重要であります。しかし、さればといつて、患者の人権もまたきわめて重要であります。

今回の警察官の職務執行権の拡大は、患者の人権を侵すようなことにならないのかどうか、人権擁護の立場から、この点は国家公安委員長に対しまして、お尋ねを申し上げておきたいと思うのであります。

また、犯罪防止と刑法との関係であります。戦前の刑法では、拘束の点でややもいたしますと行き過ぎのきらいがあつたと思うのであります。さきに法務大臣も新聞で談話を発表されておつたようですが、今日精神障害者の犯罪防止に対していかなる御見解を持つておられですか。この点はひとつ法務大臣に率直な意見を承っておきたいと思います。

いま一点、犯罪防止の上で重大な点は、いわゆる精神障害者と正常な人間との間のボーダーライ

ン層の問題であります。特にこのボーダーライン層の劣等感、孤独感といった異常心理の状態が、人権問題として学界その他世論の激しい反撃をこうむつたのであります。このことはまだ耳新しむつたのであります。このことはいま耳新しい問題であります。しかるに、今回の改正案を見ても、警察官からの通報に対しその職務執行の範囲が拡大されているのであります。精神障害者の犯罪防止は、治安の上からももちろん重要であります。しかし、さればといつて、患者の人権もまたきわめて重要であります。

最後に承つておきたいと思ひます点は、適正医療についてであります。今回の改正案によると、精神障害者の適正な医療の普及のため、通院医療にも六ヶ月に限り国がその二分の一の負担を行なうというものです。しかし、現在でも仮退院の制度がございますし、しかも、それらに對しましてはすでに全額負担が実施せられております。したがつて、今度のいわゆる適正医療こそは全く見せかけの適正医療であつて、逆行の制度なりとわれわれはいわなければならぬのであります。(拍手)特に重視しなければならぬ点は、今回あらためて都道府県の知事に対し、入院措置の解除の権限が付与せられておる点であります。すなわち、これらの改正や新しい権限は、直ちに経費削減と結びつく可能性が存するがゆえに、私どもはこの問題を非常に重要視するのであります。すなわち、この適正医療は、患者や家

族、保護者にきわめて大きな影響を及ぼす重大問題であります。この点は厚生大臣の率直な御見解を承つておきたいと思います。

以上、数点の問題を取り上げ、お答えを願うものであります。したがつて、今まで一部で盲点といわれてまいりましたこの分野の検討は、治安の上からも、学問の上からも、きわめて重要な点であろうと考えるのであります。この異常心理の問題につきましては、厚生大臣のほうからひとつ御見解を承つておきたいと思うのでございま

す。

最後に承つておきたいと思ひます点は、適正医療についてであります。今回の改正案によると、精神障害者の適正な医療の普及のため、通院医療にも六ヶ月に限り國がその二分の一の負担を行なうというものです。しかし、現在でも仮退院の制度がございますし、しかも、それらに對しましてはすでに全額負担が実施せられております。したがつて、今度のいわゆる適正医療こそは全く見せかけの適正医療であつて、逆行の制度なりとわれわれはいわなければならぬのであります。(拍手)特に重視しなければならぬ

点は、今回あらためて都道府県の知事に対し、入院措置の解除の権限が付与せられておる点であります。すなわち、これらの改正や新しい権限は、直ちに経費削減と結びつく可能性が存するがゆえに、私どもはこの問題を非常に重要視するのであります。すなわち、この適正医療は、患者や家

族、保護者にきわめて大きな影響を及ぼす重大問題であります。この点は厚生大臣の率直な御見解を承つておきたいと思ひます。

以上、数点の問題を取り上げ、お答えを願うものであります。したがつて、今まで一部で盲点といわれてまいりましたこの分野の検討は、治安の上からも、学問の上からも、きわめて重要な点であろうと考えるのであります。この異常心理の問題につきましては、厚生大臣のほうからひとつ御見解を承つておきたいと思うのでございま

す。

なおまた、通院医療費の公費負担制度は、措置費の節減をはかることを考へておるのではないかと、精神障害者の適正な医療の普及のため、通院医療については、最近における向

けたがつて、私は国民にかわり、それぞれ関係各会的要求に便乗して行なつた、精神病安上がり政策なりと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

大臣から誠意あるお答えをいたすことを切に要望いたしまして、私の数点にわたります質問を終わらんとするものであります。(拍手)

○議長(船田中君) 内閣総理大臣の答弁は適当な機会に願うことといたします。

○國務大臣(神田博君登壇)

〔國務大臣神田博君登壇〕

○國務大臣(神田博君登壇)

河野議員の第一点は、精神衛生に関する抜本的対策いかんといふような趣旨にお聞きいたしました。精神衛生対策は、近来とみにその重要性を加えてまいっております。最近における向精神薬の開発等精神医学の発達によりましては、精神薬の飛躍的開発等精神医学の発達によりまして通院医療の比重が高まつたため、精神障害の早期治療、社会復帰の促進をはかるため実施しようとするものであります。

措置解除を法律に規定したのは、人権保障の立場から、いわゆる措置症状がなくなつた場合にはすみやかに措置解除すべきことを規定しただけではございまして、通院医療を行なつて措置費の節減をはかる、こういう趣旨ではございません。

以上、お答え申し上げます。(拍手)

〔國務大臣田中角筈君登壇〕

○國務大臣(田中角筈君) 精神衛生対策の予算が不足であるということござります。しかし、政府は、精神障害者対策の強化といふことに對しては、四十年度予算編成にあたりましても最重点施

策としてこれを取り上げたわけでござります。一舉に施設を整備できないということにつきましては、財政上の理由だけではなく、御承知のとおり、人的、物的な設備の問題もござりますので、

財政の許す限りにおいて努力をいたしておるわけでござります。四十年度の予算を見ていただけはおわりになるとおり、三十九年度に対しまして二二一・八%増しの百六十四億円を計上しておる次第でござります。

第二の問題は、精神衛生法第三十条による問題でございます。新聞に報道せられた群馬県の事件を指摘せられて、国が補助をいたさないために入院患者を強制的に限院させるような事例があると

いうことでございますが、本件につきましては、御指摘のとおり、予算の査定にあたりましては、実情に合った見積もりを行なつておるわけでござりますが、実施の過程においていろいろ問題が起ころうことは間々あることでござります。しかし、御指摘のように、精算補助でございますので、本件に關しましては、国の法律の規定に従いまして不足額を精算して補助をするというたてまえになつておりますし、國もそのように法律義務を果たしておりますので、過程において予算がある意味において不足をするといふことはござりますが、一時地方財政で立てかえをする等によつてまかない得るものでございまして、最終的には法律の規定に従つて精算補助をすることは御指摘のとおりでござります。(拍手)

〔國務大臣高橋等君登壇〕

○國務大臣(高橋等君) 精神障害者により残忍な犯罪があとを断たないことは、まことに遺憾にたえないとところであります。その犯罪を未然に防止するためいろいろと苦心をいたしております

が、このことは単に治安当局に限らず、各関係機関、國民各層の協力により、保安上危険な精神障害者の早期発見、隔離、医療等の一貫した総合的施策が必要であります。今回の精神衛生法の改正はこの趣旨に沿つたものと考えます。

法務省におきましても、精神障害者対策を刑事

政策上の重点目標の一つとして取り上げ、検察庁において、専門家による精神障害者の早期発見と事件処理の適正を期しており、また、矯正保護機関においても、精神障害者の隔離と治療の徹底について積極的な施策を講じつております。

また、精神病者の強制隔離の場合に、人権を擁護いたしますために、現在の法制審議会におきまして、犯罪性精神障害者に対する保安制度の法制化について検討を行なつておる次第でござります。(拍手)

○議長(船田中君) 伊藤よし子君。

〔伊藤よし子君登壇〕

○伊藤よし子君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま御提案になりました母子保健法案について御質問をいたしたいと存じます。

(拍手) かねて、私ども社会党におきましては、母子保健の重要性にかんがみ、数年前に母子栄養法案を国会に提出し、また昨年の第四十六回国会には、母性の保健及び母子世帯の福祉に関する法律案を提出いたしております。残念ながら、これらの法律案は今日まで審議されずに廻案になつておりますが、今回政府におかれましても、おくればせながら母子保健の重要性にお気がつかれ、今回单独法としてこの母子保健法を提出されましたことについて

おいては、その限りにおきまして私も一步前進思ひます。ですが、問題はその内容についてでござります。

今回の改正の第一点は、自傷他害のおそれのある精神障害者を発見した場合に、直ちに保健所等に通報する義務を課したのが一つでござります。

もう一つは、精神病院に入院中の自傷他害のおそれのある患者が無断で退去した所在不明の場合に、精神病院の長から探索を求められました際

に、警察官がこれを発見しました際、管理者によ

りては、その限りにおきまして私も一步前進思ひます。ですが、問題はその内容についてでござります。

この法案の目的は、ただいま御説明がございましたように、母性及び乳幼児の健康の保持、増進

導、健康診査、栄養補給、医療その他の措置を講じ、もつて国民保健の向上に寄与することだとたつでござります。この目的はけつこうでござりますが、さてそのために具体的にどのような施策をされるのかといいますと、率直に申しまして、それが、さてそのために具体的にどのような施策を取り立てて見るべきものはございません。また、法案全体を拝見しましても、まことに粗末でございまして、この京は、総理の諸閣機関でござります社会保障制度審議会の答申にも、本案は、母子の健康確保の方向にわずかに一步を踏み出したにすぎないものであつて、各部面に未熟、不備、不徹底な点が多く、特に優生保護法との關係その他医学的に検討すべきものがある云々とございますが、私もまさにそのとおりと思うのございます。(拍手) 総理はこの答申をこちらになりましたでどうか。また、ある社会保障専門の週刊誌によりますと、ないよりはあつたほうがいい程度で、未熟児問題を取り上げてこの法案 자체が未熟児の状態で誕生しなければならないことは、何とも皮肉なことだと批評をいたしておりますが、そう言わてもしかたないような内容であると思うのでござります。(拍手)

そこで、私は、まず総理大臣にお伺いしたいのところですが、佐藤総理が、日ごろから人間尊重ということを政治的信条として強く打ち出しておられるることは天下周知のことろでござります。

その人間の命を生み出す基盤である母体、母性を尊重し、未来の社会をになう健全な子供を生み育てるため、国が率先して母と子の健康を守るこ

とは、人間尊重の基本的な第一歩でございまして、最もこれは重要なことではないかと考えます。(拍手)ところが、今回お出しになりましたこの母子保健法案は、ただいま申し上げましたように、まさに未熟そのものでございまして、佐藤総理の人間尊重というお考えにはほど遠いものと考えます。これでは、昨年出された母子福祉法、一昨年出された老人福祉法などと同様、一連の名前はりつぱであっても実の伴わない宣伝的な法案にすぎず、参議院選挙対策などと疑われても弁明の余地のないものではないかと考えますが、この点、佐藤総理はどのようにお考えになつておりますか、御所見が承りたいと存じます。(拍手)

次に、厚生大臣にお伺いしたいのでござりますが、この法案はことしの一月に出された中央児童審議会の母子保健対策部会の中間報告をもとに作成されたと伺つておりますが、この中間報告の中で最も重要な部分として、分べん対策といらものがあげられており、健全な母体は児童の健全育成全く個人のでき」としてとらえている国は少なく、国家が母性に対して特別の保護を与えている

ところを指摘し、わが国におきましても妊娠、分べんに対する社会的責任を明らかにすることが必要であるといつておりますが、私もまさに

同じ考え方を持つものでございまして、母性の保健を考える場合、分べんの給付、また出産、育児手当制度の整備をすることは根本的に重要な問題と考えますが、この問題について触れておられないのはどのような理由か、厚生大臣にお伺いしたいと存じます。

なお、現在、社会保険各法には、被保険者及び扶養者に対する分べん費、出産手当費、育児手当等の規定はござりますけれども、その給付は非常にまちまちであります。これを実情に応じて増額すると同時に、格差をなくすることと、また一般婦人を対象とした国民健康保険法では助産費及び助産の給付が任意規定になつていますので、必ず給付の対象にできるように国として助成をすることとは当面緊急を要する問題と考えますが、この点、厚生大臣はいかにお考えでござりますか、お伺いしたいと存じます。(拍手)

次に、最近は初回妊娠を人工中絶する若い女性

の増加と、適正を欠く妊娠中絶等によって母体をそこなう婦人が多数に出でております。この点、結婚前の教育と同時に、強力な家族計画の指導が必要と考えますが、この点はどのような扱いをされているかお伺いしたいと存じます。

次に、最近は働く婦人の数があふれ、共かせぎの婦人も年々多くなつておられます。ここで妊娠婦、特に就業中の妊娠婦については産前産後おのおの

六週間休養及び保障が、單に紙の上の規定でな

く、完全にとれるようにはつわり休暇がとれ

るような、必要な施設を講ずることが大切と考

えます。これで、これら働く婦人に對する対策をどのよ

うにお考えになつておられるか、お伺いしたいと存じます。

三号と百三号の母性保護に関する条約は、母子保

健法制定のたてまえから申しましても、これと並

ます。また、これと関連いたしまして、ILOの

因ともなるつわりについてはつわり休暇がとれ

ます。また、これで、これら働く婦人に對する対策をどのよ

うにお考えになつておられるか、お伺いしたいと存じます。

三号と百三号の母性保護に関する条約は、母子保

健法制定のたてまえから申しましても、これと並

ます。また、これと関連いたしまして、ILOの

母子保健業務を進めることが本筋ではないかと考

えます。そうでないと、ただでさえ弱体な保健所

が一そら弱体になるのみか、保健行政の一貫性を

欠き、混亂を招くことにもなりかねないと考

えます。そこでございますが、この点、厚生大臣はいかにお

考えでござりますか。また、母子保健センターと

保健所の関係はどのようになるのでございましょ

うか、この点あわせてお伺いしたいと存じます。

次に、私は特に厚生大臣、自治大臣にお伺いし

たいのでございますが、この法案にあるように、

市町村において住民に密着した母子保健事業を実

施しようとするには、当然のことながらその財政

的な裏づけと保健担当職員の増員がされなけれ

ば、ただでさえ國からの仕事でお手あげの市町村

の職員の過労にもなり、せつかくの法制定の実効

もあがらないと考えるのでござります。この点、

特に申し上げましたように、自治大臣の御所信を

伺いたいと存ずる次第でござります。

最後に、先日私が予算の分科会で御質問をし、

明瞭になりましたところでは、四十年度の予算

において新規に低所得世帯の妊娠婦及び乳幼児に

牛乳一日一本九ヵ月支給するために一億八千余万

円を計上してござります。この点、私も具体的な

思い切った増員を行ない、まず保健所の充実強化

を行なうべきではないかと考えます。そうしてそ

の統括と指導のもとに地域の市町村の協力を得て

母子保健業務を進めることができると考えます。

そうでないと、ただでさえ弱体な保健所

が一そら弱体になるのみか、保健行政の一貫性を

欠き、混亂を招くことにもなりかねないと考

えます。そこでございますが、この点、厚生大臣はいかにお

考えでござりますか。また、母子保健センターと

保健所の関係はどのようになるのでございましょ

うか、この点あわせてお伺いしたいと存じます。

次に、私は特に厚生大臣、自治大臣にお伺いし

たいのでございますが、この法案にあるように、

市町村において住民に密着した母子保健事業を実

施しようとするには、当然のことながらその財政

的な裏づけと保健担当職員の増員がされなけれ

ば、ただでさえ國からの仕事でお手あげの市町村

の職員の過労にもなり、せつかくの法制定の実効

もあがらないと考えるのでござります。この点、

特に申し上げましたように、自治大臣の御所信を

伺いたいと存ずる次第でござります。

最後に、先日私が予算の分科会で御質問をし、

明瞭になりましたところでは、四十年度の予算

において新規に低所得世帯の妊娠婦及び乳幼児に

牛乳一日一本九ヵ月支給するために一億八千余万

円を計上してござります。この点、私も具体的な

思い切った増員を行ない、まず保健所の充実強化

すと、市町村は妊産婦及び乳幼児に対して栄養の攝取につき必要な援助につとめるものとするとあります。この点、法律上積極的な規定を設ける必要があると考えますが、いかがでございましょうか。また、膨大なる本年の国の予算の中で、少なくとも所得税非課税の世帯の妊産婦・乳幼児にまでこの際対象を広げることは、もし総理がおやりになる気があればいまからでも不可能ではないと考えますが、この点、総理大臣のお答えを特にお願ひいたしたいと存じます。

以上で私の質問を終わらたいと存じますが、終わりに臨み、先ほど厚生大臣もおっしゃいましたように、妊産婦の死亡率は最近十年間に諸外国では二分の一くらいに減ってきておりますのに、日本ではわずかに三〇‰しか減っておりません。諸外国に比べ非常に高いでござります。この一点から考へましても母子保健の重要性を痛感する次第でございますが、せつかく時宜に適した母子保健法案をお出しになることでござりますから、わざかに一步前進ではなくて、母子保健について二歩でも二歩でも力強い前進をさせるために、いまからでもおそらくございません、ただいま私が御指摘申し上げましたような諸点について修正をされることを強く要望いたしまして、私の質問を終わ

りたいと存じます。（拍手）

○議長（船田中君） 内閣総理大臣の答弁は適当な機会に願うことといたします。

【國務大臣神田博君登壇】

○國務大臣（神田博君） 伊藤議員のお尋ねにお答えいたします。

第一点は、母子保健の向上をはかるため、分べん、出生等に関する給付内容等を改善すべきではないかということござります。たいへんごめんなさいことでござりますが、これは全般的な社会

保障制度の内容改善と相まって逐次改善してまいりたい、かような考え方でござります。

第二の、母子保健の見地から、人工妊娠中絶につき対策を講ずべきではないかということございます。これは「ごめんなさい」とあります。

受胎調節の指導その他保健指導事業を積極的に行なうことによりまして、事前の予防施策を十分講じてまいりたい所存でござります。

〔國務大臣吉武恵市君登壇〕

出席政府委員

法務大臣 高橋 等君	厚生大臣 神田 博君
大蔵大臣 田中 角榮君	通商産業大臣 櫻内 義雄君
建設大臣 小山 長規君	自治大臣 吉武 恵市君

出席國務大臣

午後三時十四分散会

きを期せという御趣旨に承つております。保健所は、保健衛生について全般的な責務を有するほか、市町村に対し必要な協力を行なうものであることは御承知のとおりでございます。市町村に対する国財政措置としては、地方交付税によりましてできるだけの配慮をいたしたい、かように考えております。

○議長（船田中君） これにて質疑は終了いたしました。

○議長（船田中君） 本日は、これにて散会いたします。

討を加えていきたいと存じております。（拍手）

○議長（船田中君） これにて質疑は終了いたしました。

ことは御承知のとおりでございます。市町村に対する国財政措置としては、地方交付税によりましてできるだけの配慮をいたしたい、かのように考えております。

また、ILOの勧告についてでござりますが、これは労働省と今後十分協議してまいりたい、かように考えております。

母子保健センターの問題でございますが、保健所は市町村に協力していくことになつておりますが、母子保健センターも市町村を中心機関として考えてまいりたい、十分整備してまいりたいと思つております。

以上でござります。（拍手）

それから、妊産婦・乳幼児の栄養強化についての費用負担等積極的な規定を設けるべきではないかといふことでござります。これは昭和四十年度からの新規事業でありますので、事業実績等を十分把握した上で今後検討して、御趣旨に沿うよういたしたいと思っております。

○國務大臣（吉武恵市君） 今回の母子保健事業の市町村移管に伴つて市町村に対しどのような財政的の裏づけをしたかといお尋ねでござりますが、本件につきましては、昭和四十年度の地方交付税におきまして約十億円の経費が基準財政需要において増額算入をされておるのでござります。

なお、事務職員につきましては、現在の職員を

関係及び市町村の財政的能力等について万遍漏な

てあります。今後その事務の処理によりまして検

討を加えていきたいと存じております。（拍手）

（政府委員承認）

一、去る十六日、船田議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第四十八回国会政府委員に任

命することを承認した。

警察庁警務局長 後藤田正晴

警察庁警備局長 秦野 章

警察庁長官官房 渋谷 光

会計課長 佐藤 幸行君

（政府委員退任）

一、去る十六日、佐藤内閣総理大臣から船田議長

宛、十二月付をもつて警察庁警務局長後藤田正

晴は同警務局長に、警察庁長官官房会計課長浅

沼清太郎は警察庁警務局人事課長にそれぞれ任

命されたので政府委員としての資格を失つた旨

の通知を受領した。

（政府委員任命）

一、昨十七日、佐藤内閣総理大臣から船田議長

宛、十六日付議長において承認した後藤田正晴

外二名を昨十七日第四十八回国会政府委員に任

命した旨の通知を受領した。

（通知書受領）

一、昨十七日、參議院議長から、次の法律の公布

を奏上した旨の通知書を受領した。
製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律

（常任委員辞任）

一、去る十六日、議長において、次の常任委員の

辞任を許可した。

内閣委員

渋郎君

福永 健司君

運輸委員

田澤 吉郎君

伊能繁次郎君

予算委員

松原喜之次君

高田 富之君

災害対策特別委員

落合 寛茂君

法務委員

羽田武嗣郎君

馬場 元治君

前尾繁三郎君

西村 繁一君

大石 八治君

竹本 孫一君

佐藤 幸行君

西村 繁一君

竹本 孫一君

西村 繁一君

（常任委員補欠選任）

大藏委員

文教委員

大石 八治君

馬場 元治君

森 義視君

農林水産委員

麻生 良方君

佐藤 幸行君

西村 繁一君

前尾繁三郎君

柳田 秀一君

大藏委員

小渕 恵三君

佐藤 幸行君

建設委員

佐藤 幸行君

前尾繁三郎君

羽田武嗣郎君

予算委員

佐藤 幸行君

高田 富之君

前尾繁三郎君

羽田武嗣郎君

決算委員

福永 健司君

高田 富之君

前尾繁三郎君

羽田武嗣郎君

建設委員

高田 富之君

前尾繁三郎君

羽田武嗣郎君

農林水産委員

川俣 清音君

高田 富之君

前尾繁三郎君

羽田武嗣郎君

（特別委員辞任）

内閣委員

福永 健司君

山田 長司君

森 義視君

（常任委員補欠選任）

農林水産委員

西村 繁一君

大石 八治君

竹本 孫一君

佐藤 幸行君

西村 繁一君

（理事補欠選任）

文教委員

前尾繁三郎君

羽田武嗣郎君

（理事補欠選任）

建設委員

西村 繁一君

大石 八治君

麻生 良方君

佐藤 幸行君

（理事補欠選任）

農林水産委員

前尾繁三郎君

羽田武嗣郎君

（理事補欠選任）

商工委員

西村 繁一君

前尾繁三郎君

羽田武嗣郎君

（理事補欠選任）

運輸委員

前尾繁三郎君

羽田武嗣郎君

（理事補欠選任）

（特別委員補欠選任）

落合 寛茂君

前尾繁三郎君

羽田武嗣郎君

（特別委員補欠選任）

災害対策特別委員

（特別委員補欠選任）

森 義視君

（特別委員補欠選任）

高田 富之君

（特別委員補欠選任）

（特別委員補欠選任）

福永 健司君

（特別委員補欠選任）

松原喜之次君

（特別委員補欠選任）

一、昨十七日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

首都圈整備法及び首都圈市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

(予) 建設委員会 付託

(議案送付)

一、去る十六日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

北海道開発法の一部を改正する法律案

国立学校特別会計法の一部を改正する法律案

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、昨十七日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律案の一部を改正する法律案

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
従来、高圧ガスの取締まりは、加圧、充てん等の製造行為に対しは厳しく、消費行為に対しては緩やかであつたが、最近、高圧ガスをタンクローリー等によつて、他から購入し消費す

る工場が急増し、大規模な事故も発生をみてるので、特定の高圧ガスの大量消費についてその保安規制を強化するため、次のような改正を行なうものである。

1 圧縮水素、圧縮天然ガス、液化酸素、液化

アンモニア、液化石油ガス又は液化塩素を一定量以上消費する者(「特定高圧ガス消費者」という。)は、消費の施設及び方法について都道府県知事に届け出なければならないこととする。

2 消費の施設及び方法について技術上の基準を定め、特定高圧ガス消費者にこれを遵守せしめ、遵守しないときは都道府県知事が基準適合命令を出し得ることとする。

3 特定高圧ガス消費者は、定期に保安のための自主検査を行なわなければならないこととし、また、取扱主任者を選任し保安の監督を行なわせなければならないこととする。

4 高圧ガスの容器には、省令で定める規格に適合するバルブ及び省令で定める附属品を装着していなければならないこととする。

5 本法は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

二、議案の可決理由
本案は、高圧ガスの大量消費に関する規制を

強化することによつて、産業技術の急速な進展

下における高圧ガス保安体制の確立に寄与するための措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しても、別紙のとおりの附帯右報告する。

昭和四十年三月十七日
商工委員長 内田 常雄

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕
高圧ガス取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

最近、液化石油ガスによる災害事故が多い実情にかんがみ、政府は、省令による技術上の基準を整備するにあたり、液化石油ガス関係については特に次の諸点に十分配慮して保安の万全を期すべきである。

一、住宅に近接するスタンド等の貯蔵タンクは、可及的速やかに地下式に統一するようにする。

二、容器間の接合部分の装置、部品の改善につき指導を強化するとともに、自動安全装置の普及

三、充てん所内の施設の構造、配置等に關する基準については更に研究を進めるとともに、保安

距離についても検討すること。

四、取扱作業員全般に対する保安教育を徹底せしめるとともに、特にタンクローリーの運転手等運搬従事者に対しては、嚴重な教育、指導を行なうこと。

五、高圧ガス保安協会の自主的保安活動が活発化するより助成策を講ずるとともに、液化石油ガスの需給安定について、政府においても格段の努力をすること。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、わが国経済の発展に対処し、治山治水事業を緊急かつ計画的に実施することを目的とするもので、その内容は、次の通りである。

1 農林大臣は、新たに昭和四十年度を初年度とする治山事業五箇年計画の案を、建設大臣は、新たに昭和四十年度を初年度とする治水事業五箇年計画の案を、それぞれ作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。

2 以上に伴い、国有林野事業特別会計法及び治水特別会計法の所要の改正を行なうものとする。

二 議案の可決理由

本案は、治山治水体制を確立する措置として、おおむね妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案には、別紙の通り附帯決議を附すこととに決した。また、原案に対しては、日本社会党の岡本隆一君外二名より、修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。その内容は、水害常襲地帯に関する修正しようとするものである。

三 本案施行に要する経費

昭和四十年度特別会計予算、農林省所管国有林野事業特別会計国有林野事業勘定及び治山勘定に、二千五十五万九百六十一円、建設省所管治水特別会計治水勘定に、九百八十四億一千六百十五万円がそれぞれ計上されている。

右報告する。

昭和四十年三月十七日

建設委員長 森山 欽司
衆議院議長 船田 中殿

[別紙]

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律

案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に當たつては、左の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、本法の裏づけとなる治山治水事業新五箇年計

画は、わが国における治山治水事業の現状にかんがみ、その規模あまりにも過小にして、国民の期待に反するものである。よつて、治山事業五箇年計画及び治水事業五箇年計画については、決定された投資規模のわくを更に早期に拡大改訂をなすべきこと。

二、各地において、連年の水害になやむ。その地域の住民の生活は、誠に不安なものがある。よつて、政府は、治山事業五箇年計画及び治水事業五箇年計画の策定に当たつては、水害常襲地帯について、その地域住民の生活を安定させるため、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するに必要な措置を他の地域に優先してとるべきこと。

右決議する。

衆議院議長 第十八号中正誤

元	行	誤	正
一	二	とき	とき
六	三	とき	とき
自	主	自立	正

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価	一部	二十五円		
(大だい良實延長三十日)	<small>郵送料共</small>			
發行所				
東京都港区赤坂美町二番地				
大	藏	省		
電話	東京	五八二四四一一六六六		
印	刷	局		